

議 事 録

|         |  |
|---------|--|
| 会議の名称   | 令和6年第7回本庄市農業委員会総会  |
| 開催日時    | 令和6年6月25日（火）<br>午後3時から<br>午後3時50分まで  |
| 開催場所    | 本庄市役所 大会議室   |
| 出・欠席者   | 別紙のとおり   |
| 議事日程    | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 開会</li> <li>2 あいさつ</li> <li>3 議事録署名委員及び書記の指名</li> <li>4 付議事件の上程、提案理由及び内容の説明、質疑並びに採決             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 第33号議案 農用地利用集積計画の決定について（通年）</li> <li>(2) 第34号議案 農地法第5条の規定による許可申請について</li> <li>(3) 第35号議案 本庄農業振興地域整備計画について</li> <li>(4) 報告第26号 農地法第3条の3の規定による届出について</li> <li>(5) 報告第27号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について</li> <li>(6) 報告第28号 農地法第18条第6項の規定による通知について</li> <li>(7) 報告第29号 農業用施設（2a未満）の設置に伴う届出について</li> </ol> </li> <li>5 事務局連絡事項</li> <li>6 閉会</li> </ol> |
| 配付資料    | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 令和6年第7回本庄市農業委員会総会議事日程</li> <li>2 令和6年第7回本庄市農業委員会総会議案</li> <li>3 本庄農業振興地域整備計画の変更について（別冊）</li> <li>4 事務局連絡事項</li> <li>5 令和6年度加入推進活動管理表ワークシート（別紙1）</li> <li>6 農林水産統計調査における現地確認及び実測等について（別紙2）</li> </ol>  |
| その他特記事項 |  |
| 主管課     | 農業委員会事務局   |

|           |         |
|-----------|---------|
| 会 議 の 経 過 |         |
| 発 言 者     | 発 言 内 容 |

|        |  |
|--------|--|
| 事務局長   | <p>定刻となりましたので、ただいまより、令和6年第7回本庄市農業委員会総会を始めさせていただきます。</p> <p>それでは、議事日程に従い進行させていただきます。</p> <p>はじめに、議事日程1の開会を細野会長代理にお願いいたします。</p>  |
| 細野会長代理 | <p>こんにちは。本日はお忙しい中、お集まりいただき誠にありがとうございます。それでは、ただ今から令和6年第7回本庄市農業委員会総会を開会いたします。よろしくお願いいたします。</p>   |
| 事務局長   | <p>次に、議事日程2、あいさつに移ります。田端会長よりご挨拶をお願いいたします。</p>  |
| 田端会長   | <p>(田端会長、あいさつ)</p>   |
| 事務局長   | <p>本日の会議でございますが、出席の農業委員数が本庄市農業委員会会議規則、以降「会議規則」と申し上げますが、会議規則第7条に規定する過半数に達しておりますので、会議は成立しております。</p> <p>それでは、以降の議事進行は、会議規則第6条第1項の規定により、田端会長にお願いいたします。</p>   |
| 議長     | <p>それでは、議事日程3、議事録署名委員及び書記の指名を行います。議席順に議席11番宮部豊徳委員、議席12番永尾路子委員を議事録署名委員に指名します。また、事務局の高群局長補佐を書記に指名します。</p> <p>次に、議事日程4、付議事件の上程、提案理由及び内容の説明、質疑並びに採決に入ります。付議事件は、議案送付時に配付した議案3件及び報告4件です。</p> <p>まず、第33号議案「農用地利用集積計画の決定について（通年）」を上程します。上程議案のうち、はじめに、本庄市農業委員会会議規則第17条の規定により議事参与の制限に該当する、番号8番を除く案件について審議します。事務局の説明を求めます。</p>  |
| 事務局長   | <p>第33号議案をご説明いたしますので、議案書1ページをお願いいたします。</p> <p>第33号議案、農用地利用集積計画の決定について（通年）、本案は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律、以降「改正法」と申し上げますが、改正法附則第5条の規定に基づく農用地利用集積計画について、別紙のとおり計画することの決定に係る議決を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>本計画は、改正法附則第5条の規定による、改正法の施行日の令和5年4月1日から起算して最長2年を経過する日の令和7年3月31日までは、従前の例により新たに農用地利用集積計画を定めることができるとした経過措置を適用し、本庄市が作成したものでございます。</p> <p>議事参与の制限に該当する案件を除く計画内容については、番号8番を除く2ページから5ページまでをお願いいたします。申請件数は、13件です。田</p> |

|      |  |
|------|--|
|      | <p>10筆及び畑15筆の面積合計37,549平方メートルの利用権設定でございます。</p> <p>農用地利用集積計画は、改正法附則第5条第1項の規定により、本庄市の定めた基本構想に適合することが決定の要件となっております。本庄市の基本構想は令和5年9月30日に変更されましたが、利用権設定等促進事業については、令和7年3月31日まで従前の例により新たに農用地利用集積計画を定めることができるかと附則に規定されており、本計画はこの附則の規定が適用されるものでございます。</p> <p>本計画でございますが、農地すべてを効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること、農業に対する意欲など、変更前の基本構想に記載する利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件を満たしているものと判断しております。以上でございます。</p> |
| 議長   | <p>本案について、質疑のある委員から、順次発言を求めます。質疑ございませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>質疑なしと認めます。これより採決に入ります。本案について、原案のとおり決することに、賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手総員)</p> <p>挙手総員と認め、本案は原案のとおり可決しました。</p> <p>次に、本議案のうち、議事参与の制限に該当する番号8番を審議します。については、議席3番金井委員の退席を求めます。</p> <p>(退席後)</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>   |
| 事務局長 | <p>議事参与の制限に該当する番号8番をご説明いたします。計画内容については、3ページから4ページをお願いいたします。申請件数は、1件です。田2筆及び畑8筆の面積合計13,466平方メートルの利用権設定でございます。</p> <p>本案の決定の要件でございますが、さきほどの議事参与の制限に該当する案件を除く案件と同様の要件を備えることが必要でございます。本計画の内容は、これらの要件を満たしているものと判断しております。以上でございます。</p>   |
| 議長   | <p>本案について、質疑のある委員から、順次発言を求めます。質疑ございませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>質疑なしと認めます。これより採決に入ります。本案について、原案のとおり決することに、賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手総員)</p>   |

|      |   |
|------|---|
|      | <p>挙手総員と認め、本案は原案のとおり可決しました。議席3番金井委員の復席を許可します。</p> <p>(復席)</p> <p>次に、第34号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程します。事務局の説明を求めます。</p>   |
| 事務局長 | <p>第34号議案をご説明いたしますので、議案書16ページをお願いいたします。</p> <p>第34号議案、農地法第5条の規定による許可申請について、本議案は、農地法第5条第3項の意見を付して、埼玉県知事に送付するため、別紙の許可申請について意見を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>申請内容については、7ページをお願いいたします。申請件数は、所有権移転3件及び使用貸借権2件でございます。</p> <p>引き続き、整理番号1をご説明いたします。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町八幡山地内の山林1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。</p> <p>申請事由は、自己用住宅用地です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、議席12番永尾委員でございます。</p> <p>申請地位置図は、8ページをお願いいたします。5-1について、農用地区域から除かれているものの、農地の集団性が10ヘクタール以上の集団の農地であることから、第1種農地と判断いたしました。</p> <p>第1種農地の転用は、原則として不許可相当ではありますが、申請事由が自己用住宅用地であるため、第1種農地の不許可の例外として、農地法施行規則第33条第4号に規定する「住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの。」に該当し、許可相当になるものと判断しております。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいてないものと判断しております。</p> <p>次に、整理番号2でございます。7ページをお願いいたします。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町金屋地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、建売分譲住宅用地です。用途地域は、第一種中高層住居専用地域です。地区担当は、議席13番田端会長でございます。</p> <p>申請地位置図は、9ページをお願いいたします。5-2については、用途地域内の農地であることから、第3種農地と判断いたしました。</p> <p>第3種農地の転用は、原則、許可相当であることから、立地基準を満たしてお</p> |

り、また、一般基準の不許可相当に該当する項目も申請書類を審査する限りにおいていないことから、本申請は許可相当であるものと判断しております。

次に、整理番号3でございます。7ページをお願いいたします。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町飯倉地内の畑2筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、牛舎用地です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、議席15番鈴木委員でございます。

申請地位置図は、10ページをお願いいたします。5-3については、農用地区域から除かれているものの、農地の集団性が10ヘクタール以上の集団の農地であることから、第1種農地と判断いたしました。

第1種農地の転用は、原則として不許可相当ではありますが、申請事由が牛舎用地であるため、第1種農地の不許可の例外として、農地法施行令第4条第1項第2号イに規定する「農業用施設」に該当し、許可相当になるものと判断しております。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいていないものと判断しております。

なお、申請地については、渡人の父が昭和53年に転用許可済みの農地ですが、渡人の事業の廃業により、譲受人への施設の譲渡に伴う所有権移転手続きのため、本申請がなされたものでございます。

次に、整理番号4でございます。7ページをお願いいたします。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、東五十子地内の畑2筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、使用貸借権です。申請事由は、自己用住宅用地です。用途地域は、指定なしです。都市計画法第34条第11号の指定区域です。地区担当は、議席9番反町委員でございます。

申請地位置図は、11ページをお願いいたします。5-4については、農用地区域から除かれているものの、農地の集団性が10ヘクタール以上の集団の農地であることから、第1種農地と判断いたしました。

さきほどの整理番号1と同様の理由により、第1種農地における立地基準及び一般基準とも満たしているものと判断し、本申請は許可相当であるものと判断しております。

次に、整理番号5でございます。7ページをお願いいたします。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町田端地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、使用貸借権です。申請事由は、自己用住宅用地です。用途地域は、指定なしです。令和6年2月29日に、農用地区域から除外となっております。地区担当は、議席14番倉野内委員でございます。

申請地位置図は、12ページをお願いいたします。5-5については、農用地区域から除かれているものの、農地の集団性が10ヘクタール以上の集団の農

|        |   |
|--------|---|
|        | <p>地であることから、第1種農地と判断いたしました。</p> <p>さきほどの整理番号1と同様の理由により、第1種農地における立地基準及び一般基準とも満たしているものと判断し、本申請は許可相当であるものと判断しております。以上でございます。</p>   |
| 議長     | <p>上程議案の整理番号1から整理番号5までについて、地区担当委員からの報告を求めます。はじめに、整理番号1について、議席12番永尾委員の報告を求めます。</p>   |
| 永尾委員   | <p>5-1について、12番永尾より報告させていただきます。6月19日午前9時頃、武政推進委員と現地確認を行いました。申請地の概要については議案書8ページ5-1の地図をご覧ください。</p> <p>申請地は児玉地域包括支援センターから北へ約400メートルに位置しております。申請目的は自己用住宅用地としての所有権移転となっております。</p> <p>申請人は現在、東京都〇〇市内の賃貸住宅にて夫婦2人で生活しています。住んでいる賃貸住宅が手狭になってきたため、住宅の建設を考え場所を探していたところ、今回の申請地が見つかり移住を決意したとのこと。夫の実家が〇〇市にあり、比較的近いことや、申請人の職場は都内ですが、テレワークを導入しているため、転居後も仕事に影響はないことから、今回の申請に至りました。以上のことから、転用目的及び必要性は妥当であると思われます。</p> <p>農地を分断し集団性に支障が生じないこと、農道や水路にも支障を及ぼす恐れもないこと、また渡人も遠方にあつて長年手入れができない状態であったことから、転用にあつては特に問題ないかと思われます。</p> <p>以上、ご報告いたします。</p> |
| 議長     | <p>整理番号2について、私が議事進行のため、私に代わり同地区担当の倉林推進委員からの報告を求めます。</p>   |
| 倉林推進委員 | <p>5-2、建売分譲住宅用地について、田端会長に代わりまして、倉林が報告させていただきます。6月23日午後1時頃、田端会長と現地確認を行いました。申請地の概要については議案書9ページ5-2の地図をご覧ください。申請地は、金屋真福寺から北西へ約40メートルに位置しております。</p> <p>申請目的は、建売分譲住宅用地としての所有権移転となっております。今回、譲受人は申請地を買い受け、建売分譲住宅2棟を建設する計画となっております。</p> <p>申請地は用途区域内で宅地化が進んでおり、農地を分断し集団性に支障が生じないこと、農道や水路にも支障を及ぼす恐れもないことから、転用にあつては特に問題ないかと思われます。</p> <p>以上、ご報告いたします。</p>  |
| 議長     | <p>整理番号3について、議席15番鈴木良美委員の報告を求めます</p>  |

|            |   |
|------------|---|
| 鈴木良美<br>委員 | <p>15番鈴木が報告させていただきます。6月23日12時頃、高山推進委員と現地確認をしました。申請地の概要については議案書10ページ5-3の地図をご覧ください。申請地は飯倉法性寺から南東へ約350メートルの場所にあります。申請目的は牛舎用地です。</p> <p>受人は農業法人として児玉郡内を中心に畜産業を営んでいます。申請地は昭和53年より酪農用牛舎敷地として利用されていたところ、渡人の廃業により、牛舎用地として引き続き利用したいと考え申請に至ったとのことです。</p> <p>農地を分断し、集団性に支障が生じないこと、農道や水路などに支障を及ぼす恐れもないことから、転用に当たっては特に問題ないと思われます。</p> <p>以上、ご報告いたします。</p>  |
| 議長         | 整理番号4について、議席9番反町委員の報告を求めます。   |
| 反町委員       | <p>9番反町より報告させていただきます。6月23日午後1時30分頃、高田推進委員と現地確認を行いました。申請地の概要につきましては議案書11ページ5-4の地図をご覧ください。申請地は、国道17号線鶴森交差点から南へ約130メートルに位置しております。</p> <p>申請目的は自己用住宅用地としての使用貸借権設定でございます。申請人は現在、〇〇市の貸家にて家族3人で生活しています。家族が増え、今の住まいが手狭になったこと、妻の実家が近くにあることを考慮し、今回の申請に至ったとのことです。</p> <p>農地を分断し集団性に支障が生じないこと、農道や水路にも支障を及ぼす恐れもないことから、転用に当たっては特に問題ないかと思われます。</p> <p>以上、ご報告いたします。</p>   |
| 議長         | 整理番号5について、議席14番倉野内委員の報告を求めます  |
| 倉野内委員      | <p>14番、倉野内より報告させていただきます。6月21日午後4時頃、倉林推進委員と現地確認を行いました。申請地の概要については議案書12ページ5-5の地図をご覧ください。申請地は〇〇工業より南西へ約350メートルに位置しております。</p> <p>申請目的は自己用住宅用地としての使用貸借権の設定でございます。申請人は現在、夫婦で夫の実家を間借りして生活しています。</p> <p>将来の事を考え自己用住宅の建築を計画し、各地の物件を探していたところ、申請人の母親から住宅建築の承諾をもらい、場所も職場から近く十分に通勤可能なことから今回の申請に至ったとのことです。以上のことから、転用目的及び必要性は妥当であると思われます。</p> <p>農地を分断し集団性に支障が生じないこと、農道や水路にも支障を及ぼす恐れもないことから、転用に当たっては特に問題ないかと思われます。</p> |

|  |   |
|--|---|
|  | <p>以上、ご報告いたします。</p> <p>議長</p> <p>本議案について、質疑のある委員から、順次発言を求めます。質疑ございませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>これより採決に入ります。本議案について、原案のとおり決することに、賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手総員)</p> <p>挙手総員と認め、本議案は原案のとおり可決しました。</p> <p>次に、第35号議案「本庄農業振興地域整備計画の変更について」を上程します。事務局の説明を求めます。</p> <p>事務局長</p> <p>第35号議案をご説明いたしますので、議案書13ページをお願いいたします。</p> <p>第35号議案、本庄農業振興地域整備計画の変更について、本議案は、本庄農業振興地域整備計画に対し提出された農用地利用計画の変更に係る申出書について、本庄市長が、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定に基づき、別冊「本庄農業振興地域整備計画の変更について」のとおり計画を変更することについて意見を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>申出内容については、別冊の1ページをお願いいたします。農用地区域からの除外4件となっています。</p> <p>農用地区域内の農地については、原則、転用は認められませんが、農業と集落地域の振興を図るため、農家住宅等集落の連たん性のある地域で、農業振興地域の整備に関する法律及び本庄農業振興地域整備計画の管理に関する運用方針に定める基準に従い、例外的に農用地区域からの除外を認めることとなっております。除外の手続きを経たうえで、転用申請を行う必要があります。</p> <p>変更内容でございますが、事案番号1及び事案番号3の分家住宅の申出と事案番号2及び事案番号4の既存施設の敷地拡張で、それぞれが除外可能なものでございます。</p> <p>はじめに、事案番号1でございます。3ページの「農用地利用計画の変更に係る申出書」をお願いいたします。土地所有者及び事業計画者の住所氏名は、記載のとおりです。申出地は、沼和田地内の田1筆、面積は記載のとおりです。変更目的は、分家住宅の建築です。4ページ「変更後の使用目的に係る資料」をお願いいたします。事業計画、当該土地を選定した理由及び経緯は、記載のとおりです。当該土地に係る土地基盤整備事業等の概要は、「本庄北部土地改良区」及び「上里幹線土地改良区」です。関係法令に基づく許認可等は、「農</p> |
|--|---|

地法第5条の許可」及び「都市計画法第29条の許可」となっております。5ページが「位置図」、6ページが「付近案内図」、7ページが「農用地区域図」で、緑色の着色が農用地区域で青地の農地となります。8ページが「公図の写し」、9ページが「事業計画図」となります。

次に、事案番号2でございます。11ページの「農用地利用計画の変更に係る申出書」をお願いいたします。土地所有者及び事業計画者の住所氏名は、記載のとおりです。申出地は、児玉町上真下地内の田1筆、面積は記載のとおりです。変更目的は、敷地拡張です。12ページ「変更後の使用目的に係る資料」をお願いいたします。事業計画、当該土地を選定した理由及び経緯は、記載のとおりです。当該土地に関係する土地基盤整備事業等の概要は、「神川町土地改良区」及び「九郷阿保領用水利土地改良区」です。関係法令に基づく許認可等は、「農地法第5条の許可」となっております。13ページが「位置図」、14ページが「付近案内図」、15ページが「農用地区域図」、16ページが「公図の写し」、17ページが「事業計画図」となります。

次に、事案番号3でございます。19ページの「農用地利用計画の変更に係る申出書」をお願いいたします。土地所有者及び事業計画者の住所氏名は、記載のとおりです。申出地は、児玉町飯倉地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。変更目的は、分家住宅の建設です。20ページ「変更後の使用目的に係る資料」をお願いいたします。事業計画、当該土地を選定した理由及び経緯は、記載のとおりです。当該土地に関係する土地基盤整備事業等の概要は、なしです。関係法令に基づく許認可等は、「農地法第5条の許可」となっております。21ページが「位置図」、22ページが「付近案内図」、23ページが「農用地区域図」、24ページが「公図の写し」、25ページが「事業計画図」となります。

次に、事案番号4でございます。27ページの「農用地利用計画の変更に係る申出書」をお願いいたします。土地所有者及び事業計画者の住所氏名は、記載のとおりです。申出地は、児玉町秋山地内の田1筆、面積は記載のとおりです。変更目的は、工場の敷地拡張です。28ページ「変更後の使用目的に係る資料」をお願いいたします。事業計画、当該土地を選定した理由及び経緯は、記載のとおりです。当該土地に関係する土地基盤整備事業等の概要は、なしです。関係法令に基づく許認可等は、「農地法第5条の許可」となっております。29ページが「位置図」、30ページが「付近案内図」、31ページが「農用地区域図」、32ページが「公図の写し」、33ページが「事業計画図」となります。

農用地区域からの除外に係る事案番号1から事案番号4までの申出地は、集

|      |  |
|------|--|
|      | <p>落に接続しており、農業に関する公共投資により得られる効用に、著しい支障を及ぼす恐れがない土地であると判断します。以上でございます。</p>   |
| 議長   | <p>本議案について、質疑のある委員から、順次発言を求めます。質疑ございませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>質疑なしと認めます。これより採決に入ります。本議案について、原案のとおり決することに、賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手総員)</p> <p>挙手総員と認め、本議案は原案のとおり可決しました。</p> <p>以上で、議案審議を終了します。続きまして、報告があります。事務局より説明をお願いします。</p>  |
| 事務局長 | <p>それでは、報告でございます。はじめに、報告第26号をご説明いたしますので、議案書14ページをお願いいたします。</p> <p>報告第26号、農地法第3条の3の規定による届出について、専決処分したのでご報告いたします。</p> <p>届出内容については、15ページをお願いいたします。専決処分件数は、4件です。相続等により農地を取得した場合は、遅滞なく農業委員会へ届け出なければならないという規定による届出でございます。</p> <p>続きまして、報告第27号をご説明いたしますので、議案書16ページをお願いいたします。</p> <p>報告第27号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、専決処分したのでご報告いたします。</p> <p>届出内容については、17ページをお願いいたします。専決処分件数は、6件です。市街化区域内にある農地を農地以外のものにして、所有権の移転等をする場合は、あらかじめ農業委員会に届け出ることで埼玉県知事の許可を必要としないという規定による届出でございます。</p> <p>続きまして、報告第28号をご説明いたしますので、議案書18ページをお願いいたします。</p> <p>報告第28号、農地法第18条第6項の規定による通知について、別紙農地の賃貸借契約合意解約通知書を受理しましたのでご報告いたします。</p> <p>通知内容については、19ページをお願いいたします。受理件数は、1件です。農地の賃貸借について、合意による解約の通知が農地法第18条第1項ただし書の規定により、同項の許可を要しないで行われた場合には、これらの行為をした者は、農業委員会にその旨を通知しなければならないという規定による通知でございます。</p> |

|      |  |
|------|--|
|      | <p>続きまして、報告第29号をご説明いたしますので、議案書20ページをお願いいたします。</p> <p>報告第29号、農業用施設（2アール未満）の設置に伴う届出について、農地法施行規則第29条第1号の規定により、専決処分したのでご報告いたします。</p> <p>届出内容については、21ページをお願いいたします。専決処分件数は、1件です。2アール未満の農地を農業用施設に供する場合は、あらかじめ農業委員会へ届け出ることで埼玉県知事の許可を必要としないという規定による届出でございます。以上でございます。</p> |
| 議長   | <p>以上で報告を終了します。これをもちまして、本日の議案審議及び報告はすべて終了いたしましたので、議長の任を降ろさせていただきます。ご協力ありがとうございました。</p>   |
| 事務局長 | <p>次に、議事日程5、事務局連絡事項でございます。</p> <p>（事務局長説明）</p> <p>以上をもちまして、令和6年第7回本庄市農業委員会総会を閉会いたします。大変、お疲れさまでございました。</p>  |

令和6年第7回本庄市農業委員会総会出・欠席者名簿

|      |              |
|------|--------------|
| 開催日  | 令和6年6月25日(火) |
| 開催場所 | 本庄市役所 大会議室   |
| 開会時刻 | 午後3時         |
| 閉会時刻 | 午後3時50分      |
| 会長   | 田端 講一        |
| 会長代理 | 細野 俊文        |

| 議席番号 | 農業委員氏名 | 出欠状況 | 議事録署名人 | 地区 | 推進員氏名 | 出欠状況 |
|------|--------|------|--------|----|-------|------|
| 1    | 細野 俊文  | 出席   |        | 藤田 | 高橋 勝  | 出席   |
| 2    | 内田 新一  | 出席   |        |    | 金井 優  | 出席   |
| 3    | 金井 清子  | 出席   |        | 仁手 | 海澤 房男 | 出席   |
| 4    | 戸谷 忠司  | 出席   |        |    | 坂上 公男 | 欠席   |
| 5    | 中野 和夫  | 出席   |        | 旭  | 戸塚 毅  | 出席   |
| 6    | 金子 順治  | 出席   |        |    | 久保 国男 | 出席   |
| 7    | 茂木 良明  | 出席   |        | 北泉 | 井上 栄二 | 出席   |
| 8    | 塩原 圭一郎 | 出席   |        |    | 高田 裕之 | 出席   |
| 9    | 反町 辰夫  | 出席   |        |    | 高月 政男 | 出席   |
| 10   | 鈴木 誠次  | 欠席   |        | 児玉 | 田島 勇扇 | 出席   |
| 11   | 宮部 豊徳  | 出席   | ○      |    | 武政 恒雄 | 出席   |
| 12   | 永尾 路子  | 出席   | ○      | 金屋 | 倉林 永  | 出席   |
| 13   | 田端 講一  | 出席   |        |    |       |      |
| 14   | 倉野内 浩  | 出席   |        | 秋平 | 高山 将之 | 出席   |
| 15   | 鈴木 良美  | 出席   |        |    | 福田 光男 | 出席   |
| 16   | 清水 辰雄  | 出席   |        |    | 根岸 正一 | 出席   |
| 17   | 木村 文子  | 出席   |        | 本泉 | 秋山 守  | 出席   |
| 18   | 坂爪 裕   | 欠席   |        |    | 中里 光夫 | 出席   |
| 19   | 出牛 康   | 出席   |        |    | 新井 伸幸 | 出席   |
| 本庄   | 吉岡 昭   | 出席   |        | 共和 | 新井 幸男 | 出席   |
| 藤田   | 福島 正紹  | 出席   |        |    | 小賀野 昇 | 出席   |

説明員

|              |        |
|--------------|--------|
| 事務局長         | 小沢 智明  |
| 局長補佐兼農地調整係長  | 高群 邦人  |
| 局長補佐兼総務係長    | 飯川 佳紘  |
| 農地調整係主査      | 福島 幸恵  |
| 農地調整係主事      | 江森 憲太  |
| 総務係主任        | 大和 亜寿未 |
| 支所環境産業課産業係主査 | 今井 勉   |

書記

局長補佐兼農地調整係長 高群 邦人